



国際ロータリー
2021年決議審議会

決定報告書

2021年10月15日～11月1日



2021年12月

ロータリアンの皆さまへ

師走の候、皆さまにおかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

2021年10月15日から11月1日までの間、国際ロータリーの決議審議会がオンラインで行われました。RI細則9.150.1.に従い、審議会の決定報告書をお送りいたします。

今回の決議審議会には、36件の決議案が提出され、16件が採択されました。このうち、RI理事会への推奨が14件、ロータリー財団管理委員会への推奨が2件でした。理事会と管理委員会は次回の会合でこれらの案件を検討します。

決議審議会または採択された決議案に関するご質問がある場合は、審議会担当部までご連絡ください(council_services@rotary.org)。また、次回の決議審議会への決議案提出の締切日は、2022年6月30日です。

よろしく願いいたします。

国際ロータリー
審議会業務部スーパーバイザー
サラ・クリステンセン (Sarah Christensen)

立法案

立法案 番号	案件	票数	ページ 番号
21R-01	RI 細則第 4.080.節と標準ロータリークラブ定款第 10 条第 1 節(d)の規定の整合性を取るべく、これら二つの規定を改正する立法案の提出を検討するよう RI 理事会に要請する件	386 - 90	1
21R-02	クラブから支援を受けた人または団体をクラブの会合に招待することをクラブに奨励するため、推奨ロータリークラブ細則の改正を検討するよう RI 理事会に要請する件	256 - 220	2
21R-03	改めてクラブ例会を重視し、出席を奨励する戦略をガバナーに提供することを検討するよう RI 理事会に要請する件	277 - 204	3
21R-04	個人の奉仕活動がロータリアンの高潔性を高めることを認めるようクラブに奨励することをすべてのガバナーに強く要請することを検討するよう RI 理事会に要請する件	261 - 216	5
21R-07	他の非営利パートナー団体とのロータリーの連携を奉仕プロジェクトの世界的ネットワークへ拡大することを検討するよう RI 理事会に要請する件	251 - 225	7
21R-10	地区レベルの職業委員会を導入することを検討するよう RI 理事会に要請する件	269 - 209	9
21R-16	ローターアクトクラブ会員の年齢上限を 35 歳に設定することを検討するよう RI 理事会に要請する件	263 - 213	11
21R-17	「ロータリー青少年指導者養成プログラム (RYLA)」を「ロータリー青少年指導者養成アカデミー」に変更することを検討するよう RI 理事会に要請する件	357 - 118	12
21R-18	インターアクトクラブのロータリー賞の応募締切日を変更することを検討するよう RI 理事会に要請する件	356 - 114	14

立法案 番号	案件	票数	ページ 番号
21R-19	第4の重点分野を改正して「高齢者の健康」の要素を含むことを検討するよう管理委員会に要請する件	261 - 213	15
21R-20	重点分野の基本方針に「診断」を採用することを検討するよう管理委員会に要請する件	282 - 194	17
21R-23	重点分野の基本方針に「診断」を採用することを検討するよう管理委員会に要請する件	238-236	20
21R-28	すべてのロータリアンに対し、深刻さを増す現代の奴隷制度という問題に反対を表明するよう奨励することを検討するよう RI 理事会に要請する件	318-151	22
21R-30	ロータリーのブランドが適切に保護され、ブランドが火器や弾薬と関連付けられないことがないよう確認することを検討するよう RI 理事会に要請する件	294-180	24
21R-32	次期ガバナーにポリオ根絶とポリオプラスに関する研修を提供することを検討するよう RI 理事会に要請する件	266-210	26
21R-35	特定の行事において直接対面式での出席を補完するため、バーチャル会合プラットフォームを提供することを検討するよう RI 理事会に要請する件	292-187	28

決議案 21R-01

RI 細則第 4.080.節と標準ロータリークラブ定款第 10 条第 1 節(d)の規定の整合性を取るべく、これら二つの規定を改正する立法案の提出を検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 茅ヶ崎ロータリークラブ (第 2780 地区、日本)

- 1 本決議案は、RI 細則第 4.080.節「出席報告」に関するものである。
- 2
- 3 この節は、2019 年の規定審議会で採択された制定案 19-35「欠席のメイクアップに関する
- 4 規定を改正する件」との整合性を取る必要がある。その制定案は、標準ロータリークラブ定
- 5 款第 10 条第 1 節(d)を、欠席のメイクアップの期間を同年度内と規定するよう改正した。
- 6
- 7 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、今後の規定審議会に RI
- 8 細則第 4.080.節と標準ロータリークラブ定款第 10 条第 1 節(d)の整合性を取るべく、これら
- 9 二つの規定を改正する立法案を提出することを検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 10 国際ロータリー細則 4.080.「出席報告」には、現在、「各クラブは、各月の最終例会後 15
- 11 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。
- 12 無地区クラブの場合には、出席報告を事務総長に提出するものとする」と規定されてい
- 13 るが、2019 年の規定審議会で制定案 19-35 が採択され、標準ロータリークラブ定款第
- 14 10 条第 1 節(d)が改正されて、現在は欠席のメイクアップの期間を同年度内と規定して
- 15 いる。この不一致により、正確な月次の出席報告が例会後 15 日以内ではできない。よ
- 16 って、二つの項目を改正して整合性を図るよう、理事会に要請する。

財務上の影響

- 17 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

決議案 21R-02

クラブから支援を受けた人または団体をクラブの会合に招待することをクラブに奨励するため、推奨ロータリークラブ細則の改正を検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者: 第 1790 地区(フランス)

- 1 毎年、クラブは多数の人や団体を支援しており、その数は 3 年間でクラブ会員総数を上
- 2 回ることさえある。
- 3
- 4 支援を受けた人や団体は、クラブ内の会員構成に多様性をもたらす。
- 5
- 6 こうした人びとはロータリーの活動や目標について部分的な知識しか持ち合わせていな
- 7 い。
- 8
- 9 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、各クラブが毎年い
- 10 ずれかの会合に、過去 3 年間に支援を受けた人または団体を招待することを奨励
- 11 するよう推奨ロータリークラブ細則を改正することを検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 12 3 年間にクラブの援助を受ける人や組織の数は非常に多く、クラブの会員数よりも多くな
- 13 ることが多々ある。10 年間となると、その数は RI 会員数の 2 倍となる可能性がある。よ
- 14 って、これらの人びとや団体のリストを保持し、連絡を取り続けて確認し、毎年クラブ会
- 15 合に出席するよう呼びかけることが必要不可欠である。こうした人びとや団体はクラブの
- 16 会員構成を多様化するために非常に大きなリソースとなりうる。この種の活動は RI のコ
- 17 ミュニケーションの取り組みにとってメリットとなり、公共イメージを向上し、クラブの多様
- 18 化につながる。

財務上の影響

- 19 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

決議案 21R-03

改めてクラブ例会を重視し、出席を奨励する戦略をガバナーに提供することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 柏原ロータリークラブ (第 2680 地区、日本)

- 1 例会はクラブの発展に不可欠であり、すべてのクラブは存在そのものが例会によって支え
- 2 られている。出席する価値のある会合がなければ、会員にとってクラブは魅力をほぼ失っ
- 3 てしまう。クラブ例会を強く重視しない限り、クラブ自体も強みがなくなる。
- 4
- 5 例会の環境は、自己研鑽に通じる場であると同時に、クラブ会員の心と行動に良き習慣を
- 6 植え付け、ロータリアンへの道を拓くところである。
- 7
- 8 会員間の親睦があつてこそクラブの魅力も高まり、日頃の交流や互いを気遣う心がクラブ
- 9 の奉仕活動への献身度に反映され、明確に示される。
- 10
- 11 直接対面式の会合のほうが自然と活気も高く、会員も新しいアイデアを受け入れやすくな
- 12 る。また、対面式会合では難しい問題やニュアンスが重要な議論もできる。
- 13
- 14 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、改めてクラブ例会を重視
- 15 し、毎回の出席を奨励する地区戦略をガバナーに提供することを検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 16 クラブ例会に出席しない会員は、クラブの他の会員との親睦を通じた一体感を醸成する
- 17 ことができない。その結果、奉仕活動への参加やロータリー財団への寄付を通じてクラ
- 18 ブとの絆を強化しようという意欲に欠ける。RI はこうした会員に、クラブ会合に出席する
- 19 意欲を喚起するよう適切な奨励を提供しなければならない。
- 20
- 21 会合の柔軟性を目的として出席要件を緩和した場合、出席率は低下し、会員は互いに
- 22 つながる機会がさらに大きく減少してしまうであろう。これは、クラブのエネルギーが衰退
- 23 することになり、会員がクラブの活動に参加する意欲を衰退ことになる。
- 24 例会に出席することは楽しみであり、会員全員に平等に与えられた特典でもある。
- 25
- 26 会員一人ひとりが積極的にクラブ会合に出席することにより、クラブの活性化につな
- 27 ぎ、会員増強につながる。

財務上の影響

- 1 本決議案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定することはできない。
- 2 かかる費用は、クラブ会合への毎回出席を奨励する地区戦略をガバナーに
- 3 提供するために RI 理事会が提供する支援の範囲と内容に左右されると思われる。

決議案 21R-04

個人の奉仕活動がロータリアンの高潔性を高めることを認めるようクラブに奨励することをすべてのガバナーに強く要請することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者: 柏原ロータリークラブ (第 2680 地区、日本)

- 1 ロータリーが 100 年の繁栄を続けてきたのは、常に高潔性や倫理性を求めてきたからである。
- 2 「高い倫理性を保ち行動する」という表現は、ロータリー行動規範をはじめとするさまざまなロータリー文書に織り込まれている。高潔性はロータリーの中核的価値観にも含まれている。
- 3
- 4
- 5
- 6 しかい残念なことに、これまでロータリアンをロータリアンたらしめた高潔性と倫理的行動という価値観は、ロータリーの顕著な特性として薄れつつある。
- 7
- 8
- 9 ロータリアンは常に任務を遂行するため献身的に取り組んでいる。この点についてこれまで積み上げてきた記録は他の追随を許さない。日常的に他者を支援しようと努めており、自らの行動に責任を取る心構えができています。ロータリーはこうした根本的な特長に根ざしており、その究極の成功は個人の特性の成長に依存している。
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14 ロータリアンは、この姿勢で目の前の活動に専心することで、強い個人的特性を築き上げている。これこそ個人奉仕の精神といえる。
- 15
- 16
- 17 RI は最近、クラブの奉仕活動の団体としての側面を強調しすぎるきらいがあり、会員の個人としての成長を阻害し、ロータリアンとしての発展を遅らせている。
- 18
- 19
- 20 ロータリーの今後 100 年の発展は、個々のロータリアンにかかっており、それぞれの職業上および個人的な奉仕活動の目標を再検討することにかかっている。このような目標は精神を高め、高潔性を養い、ロータリアンをロータリーの目的およびクラブの目的と再び一致させる。
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、すべてのガバナーがクラブに対して、個人の奉仕がロータリアンの高潔性を高めることを認め、個人奉仕の精神を探求し育み、奉仕活動に生かすよう奨励することを強く要請することを検討するものとする。
- 26
- 27
- 28

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 個々のロータリアンが信奉する個人の奉仕の精神は、通常の奉仕活動の実施を通じて
- 2 団体として適用される場合に、活動に大いに活力を与え、参加者をさらに鼓舞するもの
- 3 となる。

財務上の影響

- 4 本決議案は、国際ロータリーに大きな影響を与えることはないと思われる。

決議案 21R-07

他の非営利パートナー団体とのロータリーの連携を奉仕プロジェクトの世界的ネットワークへ拡大することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 大阪ロータリークラブ(第 2660 地区、日本)

- 1 2020 年、RI は他の奉仕活動団体とともに新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行
- 2 に関して次のような合同宣言を発表した。「320 万人に上る会員ネットワークの強みを生か
- 3 し、孤独や恐れを感じている人びとに癒しと希望を与え、また、私たちがもつスキル、リソー
- 4 ス、アイデアを結集して、命を救うために前線で闘う保健従事者や第一対応者たちを支援
- 5 している。」この声明は、慈善活動の連携について革新的なアプローチを表している。
- 6
- 7 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、こうした非営利パートナ
- 8 ー団体とのロータリー連携を、特定の奉仕プロジェクトおよび活動に重点を置いた世界
- 9 的な統一ネットワークへ拡大することを検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 10 第 2660 地区が 2021 年 1 月に実施したロータリーの一般認知度に関するアンケート調
- 11 査によれば、ロータリーは新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行およびその他
- 12 の災害救援活動の支援によって広く世間に認知されている。
- 13
- 14 この調査はまた、ロータリーについて富裕層の社交クラブという否定的なイメージを持っ
- 15 ている人は、ロータリーの実際の慈善活動を好意的な目で見ない、あるいはロータリー
- 16 の人道的活動を重視する姿勢に肯定的に共感しない傾向があり、ロータリーに肯定的
- 17 な見解を持つ人はその活動を好意的あるいは肯定的に認める傾向があることを明らか
- 18 にしている。
- 19
- 20 コロナ禍における支援活動の実施において他の奉仕活動団体と連携することは、ロー
- 21 タリーのビジョン声明の具現化であり、ロータリーに関する否定的な誤解を覆すには大
- 22 いに効果的である。
- 23
- 24 地域社会においてこうしたグループと共に適切なワクチン配布や感染防止の活動をす
- 25 ることは、ロータリーの使命、ビジョン、中核的価値観に純粹に共感する人びとの間に支
- 26 援の基盤を築くことができる。

財務上の影響

- 1 本決議案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定することはできない。
- 2 かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援
- 3 の範囲と内容に左右されると思われる。

決議案 21R-10

地区レベルの職業委員会を導入することを検討するようRI理事会に要請する件

提案者: 第 1810 地区(ドイツ)
第 1880 地区(ドイツ)
第 1910 地区(オーストリアおよび ボスニア・ヘルツェゴビナ)
第 1920 地区(オーストリア)
第 1940 地区(ドイツ)
第 1980 地区(スイス)

- 1 ロータリーとは定義上、奉仕の理念のもとに団結した事業者と専門職従事者の団体である。
2
3
4 標準ロータリークラブ定款第 6 条に、職業奉仕は奉仕の第二部門とある。
5
6 職業分類システムの改革は、クラブ内の会員の多様性を目標に、職業分野における専門知識の重要性を低下させてはおらず、むしろ高めてきた。
7
8
9 RI 理事会は 2018 年 10 月、職業奉仕委員会が地区レベルで必須ではなくなるという決定を行った。
10
11
12 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー章典第
13 17.030.2.項に従って地区により任命された委員会とともに職業委員会を導入することで
14 、この食い違いを正すことを検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 15 奉仕部門の実施においてクラブを効果的に支援するために、地区組織に職業委員会
16 を設置すべきである。このような委員会は、クラブリーダーのための研修を組織し、職業
17 奉仕の活動を支援し、経済的に困難な状況においてクラブの枠組みを超えた活動を調
18 整することができる。さらに、若い職業人のための職業奉仕の行事は、ローターアクター
19 やその他の入会候補者をロータリー入会へと導く。

財務上の影響

- 1 本決議案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
- 2 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援
- 3 の範囲と内容に左右されると思われる。地区は現在、職業奉仕に焦点を当てた委員会
- 4 を含め、地区構成にふさわしいと考える追加の委員会を任意で設置するという選択肢
- 5 が与えられており、これを使用することが推奨されている。

決議案 21R-16

ローターアクトクラブ会員の年齢上限を35歳に設定することを検討するようRI理事会に要請する件

提案者: 第 1970 地区 (ポルトガル)

- 1 ローターアクトクラブはロータリークラブと同等に RI 会員として認められている。
- 2
- 3 この動きは主として若者をロータリーに惹きつけ、若年層の会員維持率を改善し、新しいアイデアや奉仕プロジェクトを育成するための手段として採用された。
- 4
- 5
- 6 これはロータリークラブの価値を減少させるものと解釈されるべきではない。
- 7
- 8 クラブは、年齢はもちろん職業、人種、性別、その他の分類制度において多様であることが重要である。
- 9
- 10
- 11 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ローターアクトクラブ会員の年齢上限を 35 歳に設定することを検討するものとする。
- 12

(本文終わり)

趣旨および効果

- 13 本決議案の趣旨は、ローターアクトクラブの会員構成が、若年層の会員がほとんどおらず、クラブ内の多様性も限定的というロータリークラブと同様の傾向に陥ることを防ぐことにある。
- 14
- 15
- 16
- 17 ローターアクトクラブの会員年齢制限を 35 歳に設定することで、若い成人が職業人としての生活を築き、ロータリーとのつながりを深めるための時間が増え、より自発的に難なくロータリークラブの本会員へと移行できるようになると思われる。
- 18
- 19

財務上の影響

- 20 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。RI
- 21 理事会は 2020 年 1 月の決議により、ローターアクトクラブは、会員とスポンサークラブ(
- 22 該当する場合)の承認を得た場合、年齢制限を設定できる(ただし義務ではない)と規定した。
- 23

決議案 21R-17

「ロータリー青少年指導者養成プログラム(RYLA)」を「ロータリー青少年指導者養成アカデミー」に変更することを検討するよう RI理事会に要請する件

提案者: Pullman ロータリークラブ (第 5080 地区、カナダおよび米国)

- 1 ロータリー青少年指導者養成プログラム(Rotary Youth Leadership Awards: RYLA)は
- 2 実際は行事であり、賞(Award)ではない。
- 3
- 4 この行事を主催する地区は、賞と名のつく行事を広報することに困難を覚えることがあ
- 5 る。
- 6
- 7 より正確で現状を表す名称として、Rotary Youth Leadership Award は Rotary Youth
- 8 Leadership Academy (ロータリー青少年指導者養成アカデミー)に名称を更新する必要
- 9 がある。
- 10
- 11 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー青少年指導
- 12 者養成プログラム(Rotary Youth Leadership Award)の名称をロータリー青少年指導者
- 13 養成アカデミー(Rotary Youth Leadership Academy)に変更し、RYLA の概念をより明
- 14 確に伝達し、このような行事に参加する榮譽を表せるようにすることを検討するものとす
- 15 る。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 16 本決議案の目的は、RYLA という略称を変えずに名称をアカデミーとすることで、RYLA
- 17 の内容をより分かりやすく表現し、行事としての重要性に匹敵するよう改称することにあ
- 18 る。元の名称の Award はかつては適切な表記であったが、現在では実際の行事に即し
- 19 ていない。これは混乱を回避し、RYLA の概念を明確化し、名称を更新してクラブ、申
- 20 込者、出席者に対してより魅力的なものとする。「アカデミー」という名称は出席者にとっ
- 21 て、さらに出席者を派遣するリーダーにとってより魅力的なものとなり、榮譽を感じさせる
- 22 。これはまた、RYLA がキャンプであるかのような誤った印象を解き、出席者に高度な教育
- 23 を提供する場となる。

財務上の影響

- 1 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。
- 2 だし、個々のクラブと地区には広報資料の更新費用が発生すると思われる。

決議案 21R-18

インターアクトクラブのロータリー賞の応募締切日を変更することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者: 第 9810 地区(オーストラリア)

- 1 ロータリー賞に応募するインターアクトクラブは、推薦書を 8 月 15 日までに提出しな
- 2 ければならない。
- 3
- 4 8 月 15 日という締切日は、一般に新年度が夏休み明けに始まる北半球の学校制度に
- 5 は適している。
- 6
- 7 しかし、南半球では一般に学校年度と暦年が一致しているため、8 月 15 日を締切日と
- 8 することは適していない。
- 9
- 10 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー賞に応募す
- 11 るインターアクトクラブに対し、学校年度が暦年と一致する場合は、推薦書を 11 月 30
- 12 日までに提出できるという条件を検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 13 現在、南半球で活動するインターアクトクラブは、ロータリー賞に応募する場合、学校年
- 14 度 1 年分の成果を応募書類に記載できないため不利な立場に置かれている。多様性、
- 15 公平さ、インクルージョンというロータリーの方針と一致するには、RI がすべてのインタ
- 16 ーアクトクラブに学校年度に沿ったロータリー賞の応募ができるようにする必要がある。

財務上の影響

- 17 本決議案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

決議案 21R-19

第4の重点分野を改正して「高齢者の健康」の要素を含むことを検討するよう管理委員会に要請する件

提案者: Toulouse Lauragais ロータリークラブ (第 1700 地区、フランス)

- 1 国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、第4の重点分野に「高齢者の
- 2 健康」の要素を加え、「高齢者と母子の健康」という重点分野とすることを検討するよう、
- 3 ロータリー財団管理委員会に要請することを検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 4 2020年、世界人口の10%は65歳以上であり、2050年にはこの割合が18%にまで拡
- 5 大し、高齢者人口は18億人に達する。
- 6
- 7 高齢者はその本来の性質上弱い立場にあり、多くは老化にまつわる身体能力の低下に
- 8 悩まされている。事故が起こる可能性が高く、神経認知が低下し、疾病への抵抗力が低
- 9 下する(ウイルス感染、血管機能不全など)
- 10
- 11 高齢者が経験する自立と収入の喪失、これに伴う知的および身体的能力の低下、さら
- 12 にテクノロジーへの適応不全は、社会活動への参加を阻み、社会的引きこもり状態とな
- 13 る原因になりうる。
- 14
- 15 これは特に最貧困層の高齢者に当てはまる(2020年には世界で7,000万人の高齢者
- 16 が貧困ラインを下回る生活を送っている)。こうした人びとは社会から除外され、世話を
- 17 受けるため他者に依存している。
- 18
- 19 これらの被扶養者は、一般的に労働市場にいないため、退職所得や親類、政府、その
- 20 他の第三者からの資金援助に依存している。ところがそのような資金援助がなければ、
- 21 彼らは非常に惨めな状態で生きることを余儀なくされる。
- 22
- 23 世代間の違いを受け入れることが、手を差し伸べて異世代間の相互に恩恵のある関係
- 24 を築くための第一歩になりうる。
- 25 ロータリアンは、社会奉仕を通じて周囲の人びとの生活の質の改善を支援している。こ
- 26 のためロータリーは、援助を最も必要とする母子と高齢者を支援するプロジェクトをサポ
- 27 ートすべきである。

財務上の影響

- 1 本決議案は、ロータリー財団に大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。
- 2 既存の重点分野を拡大することは、その重点分野での活動の増加につながる可能性があるが、追加のリソースを必要とするものではないため、支出は増加しない。
- 3

決議案 21R-20

重点分野の基本方針に「診断」を採用することを検討するよう管理委員会に要請する件

提案者: Busto-Gallarate-Legnano-Ticino ロータリークラブ(第 2042 地区、イタリア)

1 ロータリー財団の「疾病予防と治療」分野への継続的取り組みは、最近のロータリアンの
2 活動によってさらに強調され強化されている。その活動とは、災害対応補助金、グロー
3 バル補助金、地区補助金を利用した新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行へ
4 の対応である。

5
6 昨年の経験は、疾病の予防と治療におけるタイムリーな診断と早期治療介入の価値に
7 ついて重要な洞察をもたらすことにもなった。

8
9 こうした洞察は、「疾病予防と治療」重点分野の実践面において、あらゆる臨床、試験、
10 技術的側面における疾病の診断のさらなる強調という形で適用されることがある。

11
12 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、以下のように重点分野
13 の基本方針(2021年7月)の改訂により診断を重点分野「疾病予防と治療」に取り入れ
14 ることを検討するよう、ロータリー財団管理委員会に要請することを検討するものとする。

15 疾病予防、診断、および治療

16
17
18 ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動を支援する。この分野のプロジェクトは、
19 医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医療機器、診断ツールおよび治療
20 の提供、または医療従事者の研修によって医療システムを強化する。

21 この重点分野の目的と目標

22
23
24 ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような活動によって疾病を予防し、診断し、治
25 療するのを支援する。

- 26
27 1. 地元の医療従事者の能力向上
- 28
29 2. 早期診断と最も効果の高い治療によって伝染病の伝播を食い止め、非伝染病
30 の発生とそれによる影響を減らすための、主要疾病予防・治療プログラムの推
31 進。

1 3. 発生した疾病または事故から生じる影響、あるいは持続的な損傷の原因となっ
2 た過去の疾病および負傷の転帰の影響を低減することを目的とした二次および
3 三次予防の推進。

4
5 3.4.地域医療システムの強化

6
7 4.5.臨床治療および身体障がいのためのリハビリの提供

8
9 6. 地域社会での保健教育プログラムの推進

10
11 5.7.疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のため
12 の大学院レベルの奨学金支援

13 14 **受領資格の判断基準**

15
16 ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「疾病予防、診断、および治療」の範囲内
17 にある活動とみなす。

18 19 **伝染病の予防、診断、および管理**

20
21 6. 地域社会の長期的な福祉の推進を目的とした疾病予防、医療従事者研修の改
22 善、または公共保健教育の向上も支援するアプローチを通じた伝染病の治療診
23 断と治療。

24 25 **非伝染病の予防、診断、および管理**

26
27 6. 地域社会の長期的な福祉の推進を目的として、測定可能な成果を用いて疾病
28 予防、医療従事者研修の改善、または公共保健教育の向上も支援するアプ
29 roachを通じた非伝染病(精神疾患も含む)の治療診断と治療。

30
31 ロータリー財団は、以下の活動を、重点分野「疾病予防、診断、および治療」の範囲外
32 にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなす。

33
34 5. 広汎性発達障がい、および、自閉症を含むその他のスペクトラム障がいの治療
35 診断と治療(障がいの長期的影響の改善を示す測定可能な臨床的介入がある
36 場合を除く)。

37 38 **人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素**

39
40 重点分野「疾病予防、診断、および治療」のグローバル補助金:

41
42 1. 持続可能性: ロータリークラブまたは地区が活動を終了した後も、地域社会が疾
43 病予防、診断、治療の活動を継続できること。

- 1 2. 測定可能性: 提唱者は、目標を設定し、プロジェクトの成果を記録するための方
2 法を特定すること。標準的な測定方法は、「グローバル補助金: モニタリングと評
3 価の計画について」を参照のこと。

5 **奨学金を成功させるための要素**

6
7 グローバル補助金は、疾病予防、診断、治療の分野における仕事で活躍していくことに
8 関心がある専門職業人のための大学院レベルの奨学金を支援する。ロータリー財団
9 は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮する。

- 10
11 1. 疾病予防、診断、治療の分野における申請者のそれまでの職歴・活動歴。
12
13 2. 公共保健や看護・医学の上級学位など、疾病予防、診断、治療に沿った履修課
14 程。
15
16 3. 疾病予防、診断、治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 17 ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動を支援する。この分野のプロジェ
18 クトは、医療サービスへのアクセスの改善および拡充、医療機器・診断ツール・治療の
19 提供、および医療従事者の研修によって、医療システムを強化する。

財務上の影響

- 20 本決議案は、ロータリー財団に大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

決議案 21R-23

天然資源としての水への認識を高める10年間の世界規模キャンペーンの実施を検討するようRI理事会に要請する件

提案者: Colón ロータリークラブ(第 4975 地区、ウルグアイ)

1 水は生命維持に欠かせない。最も貴重な地球資源であり、そのために地球上のすべて
2 の生物に安全で衛生的な生活環境を提供できるよう管理されなければならない。既存
3 の真水資源は慎重な管理を必要とし、このような資源の妥当かつ合理的な利用を奨
4 励するだけでなく、進行する環境劣化から守るための保護方針を絶えず適用する必要
5 である。

6
7 水資源管理のこの後者の側面は、水の管理と保護に効果的な手段を採用する必要性
8 に関する世界各国の政府および市民の認識向上を、かつてないほど緊急に必要として
9 いる。これは現代を生きる私たちのみならず、将来の世代にとっても絶対的に必要な課
10 題である。

11
12 水は限りある資源であり、社会のすべての人に十分な量が行き渡るように使用を監視し
13 なければならない。これは個人の責任に大きく左右され、また水資源の管理と保護に関
14 する情報の人びとへの入手可能性にも負うところが多い。水は天然源の流域や帯水層
15 において質と量のどちらも保護されるべきである。これは主に自治体行政機関の仕事で
16 あるが、地域社会、民間財団、企業や社会組織からの援助を受けることもできる。

17
18 水資源の手入れと保護を目的とした持続可能な活動について啓発と推進が必要であ
19 り、こうした取り組みは主に世界中の地域社会と市民に重点を置くべきであるが、国家
20 機関、国際組織、学術機関、企業および社会組織にも向けられるべきである。

21
22 この目標を達成するため、ロータリーはポリオ根絶キャンペーンと同様に他の団体と戦
23 略的提携を結ぶことができるであろう。このような取り組みの一番手として国連が考えら
24 れる。国連の 2020 年代の持続可能な開発目標には水の使用と管理が含まれている。

25
26 この世界的な問題において主導的役割を担うことにより、ロータリーは公共イメージを大
27 幅に強化させ、社会状況に関わらず世界中の市民に働きかけ、関心を喚起し、行動を
28 促す力を高めることができる。若い人々は水資源保護というテーマに特に関心が高く、
29 それは環境正義運動に直接結びついているためである。

30
31 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、天然資源としての水へ
32 の認識を高める 10 年間の世界規模キャンペーンを実施し、すべての天然淡水源の保
33 護および持続可能な管理を通じて管理責任を推進することを検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

1 ロータリーは、今や最高点に到達しようとする世界的規模のキャンペーン実施に成功し
2 ている。それは、ポリオウイルスの根絶であり、30年以上にわたって重点的にロータリア
3 ンの行動を促してきた。このキャンペーンは、世界中のロータリアンとロータリークラブの
4 取り組みを活性化させた。今こそロータリーは人道的取り組みを刷新し、今一度ロータリ
5 アンを同等に切実な目的に向け行動を促すことができる。それが水資源の保護と管理
6 である。このイニシアチブはロータリーの行動計画の四つの優先事項に完全に合致して
7 いる。ロータリーが組織として、より大きなインパクトをもたらし、参加者の基盤を広げ、参
8 加者の積極的なかわりを促し、現代世界の新たな要求に対する適応力を高める大き
9 な可能性を秘めている。提案したキャンペーンは世界全般を対象範囲とするため、ロー
10 タリー財団を通じて各クラブが地域的に実施している水と衛生のプログラムとは独立して
11 実施される。

財務上の影響

12 本決議案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
13 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援
14 の範囲と内容に左右されると思われる。

決議案 21R-28

すべてのロータリアンに対し、深刻さを増す現代の奴隷制度という問題に反対を表明するよう奨励することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者： 第 6000 地区(米国)

1 ロータリーの第一の重点分野は「平和構築と紛争予防」であるため、ロータリーは人間の
2 尊厳を保つことがその使命、道徳、価値観の一部であると認識している。

3
4 RI は、食料、住居、医療、教育、および虐待、暴力、現代の奴隷制(性的搾取、労働搾
5 取、児童の強制結婚、少年兵、借金による束縛、ならびにその他の形式の搾取を含む)
6 からの解放のため、子ども、青少年、成人の人権を支持し、サポートする。

7
8 現代の奴隷制は最も劣悪かつ最も過酷な虐待および搾取の方式であると RI は認識し
9 ており、地球上のすべての国家はこの慣習を禁じる法律を採択している。

10
11 RI は、国連の設立と現在進行中の持続可能な開発目標および人権方針において、独
12 自かつ重要な役割を果たしてきた。

13
14 2015 年、国連は持続可能な開発目標を策定し、目標 8.7 は次のように規定している。「
15 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための迅速で効果的措置の
16 実施、最も劣悪な形態の児童就労の禁止・撲滅を保障する。2025 年までに少年兵の徴
17 募や利用を含むあらゆる形態の児童就労を撲滅する。」

18
19 「強制労働の防止のためのロータリアン行動グループ(Rotarian Action Group Against
20 Slavery)」は、10 年以上にわたって意識向上活動に取り組み、人身売買を止めるため
21 のプロジェクトに参加するよう現地ロータリークラブに奨励している。

22
23 すべての企業、地域団体、信仰団体、家族、および個人は、強制労働により生産されて
24 いない製品を選び、若者を搾取から守るために取り組み、インターネットを利用した性
25 的搾取の問題に取り組み、問題や解決策案について意識を高めることにより、変化をも
26 たらすことができる。

27
28 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、すべてのロータリアンが
29 現代の奴隷制という深刻化する問題について知り、この問題に関して警戒し、疑わしい
30 活動を報告し、あらゆる形態のこの慣習を撲滅するための解決に向けて努力するよう奨
31 励することを検討するものとする。

- 1 さらに、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、飢餓、ネグレクト、虐
- 2 待、およびあらゆる形態の搾取および現代の奴隷制からすべての被害者を守るプロジ
- 3 ェクトに参与するよう世界中のクラブに奨励することを検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 4 児童、青少年、成人の搾取は世界中で深刻さを増す問題である。今日、155カ国で
- 5 4,000万人以上が奴隷状態にあり、被害者の47%が18～25歳、25%が18歳未満で
- 6 ある。これは世界で最も増えつつある犯罪活動である。
- 7
- 8 RIはこの問題について次の選択肢がある：児童および青少年の搾取を昔ながらの問題
- 9 として正当化し、人間の本性は変わらないことをただ受け入れ、いずれの場合も奴隷制
- 10 は政府の問題だとして何もしないか、あるいは、個人の権利に関して四つのテスト、「ロ
- 11 ータリーの目的」第2項、ロータリー章典が掲げる信条を実践し、奴隷状態に反対する
- 12 姿勢を公にし、この世界の悪習を廃絶するために全力で取り組むことができる。
- 13
- 14 断固とした姿勢を取ることで、RIは世界的な認識を高め、人身売買防止の奉仕プロジ
- 15 ェクトを開始するようクラブを奨励し、奴隷制の害悪に反対する姿勢を公に表明し、世界
- 16 中の利害関係者および意思決定者の心に訴えかけることになる。

財務上の影響

- 17 本決議案はRIに財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
- 18 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するためにRI理事会が提供する支援
- 19 の範囲と内容に左右されると思われる。

決議案 21R-30

ロータリーのブランドが適切に保護され、ブランドが火器や弾薬と関連付けられないよう確認することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者: 第 7040 地区(カナダおよび米国)

- 1 RI の中心的な信条のひとつは世界平和の推進と理解である。
- 2
- 3 RI は、ロータリー財団が授与する平和フェローシッププログラムの継続的支援を通じて
- 4 平和を強く推進している。このようなフェローシップは奨学生に平和志向の世界観を育
- 5 むことを意図している。
- 6
- 7 平和構築と紛争解決はロータリーの七つの重点分野のひとつである。
- 8
- 9 RI は国連の創設パートナーであり、世界平和推進の取り組みにおいて国連を強く支援
- 10 し続けている。
- 11
- 12 あらゆる年齢層の無実の人びとが武力紛争の犠牲となっている。
- 13
- 14 ロータリアンはロータリーのロゴの重要性およびロゴがロータリーに関する一般認識に与
- 15 える影響の重要性を常に意識すべきである。
- 16
- 17 広告やソーシャルメディアはロータリーの一般認識において重要な役割を果たしている
- 18 。
- 19
- 20 ロータリアンは常に、多様性とインクルージョンを通じて平和を推進する取り組み全体に
- 21 において、ジェンダーや宗教的信仰に気を配るべきである。
- 22
- 23 ロータリアンは常にロータリーブランドを意識し、いかなる否定的な関連付けからも保護
- 24 するよう努めなければならない。
- 25
- 26 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリーブランド(標
- 27 章またはロゴを含む)がロータリアンによる使用において、特に募金活動や特別行事に
- 28 において十分に保護されており、その標章およびロゴが火器や弾薬と関連付けられてい
- 29 ないことを確認することを検討するものとする。

(本文終わり)

財務上の影響

- 1 本決議案は、国際ロータリーに大きな影響を与えることはないと思われる。RI 理事会は
- 2 すでに、ロータリー章典第 34 条「ロータリーの標章」全体にわたって規定されているよう
- 3 に、ロータリーブランドの保護と高潔性に関する方針を制定している。

決議案 21R-32

次期ガバナーにポリオ根絶とポリオプラスに関する研修を提供することを検討するよう RI 理事会に要請する件

提案者: Zonhoven ロータリークラブ (第 2140 地区、ベルギー)

- 1 ロータリー財団章典第 32 条に規定されているように、「ポリオのない世界」であると認定
- 2 されるまで、世界のポリオ根絶は、規定審議会の承認を得て、国際ロータリーおよびロ
- 3 タリー財団の最も重要な目標であり、そうあり続けなければならない。ポリオはロータリ
- 4 ー全体で取り組むプログラムであるが、ガバナーノミニーの研修カリキュラムに含まれて
- 5 おらず、ガバナーエレクトの研修セミナーでもカリキュラムに入っていない。国際協議会
- 6 においてのみカリキュラムに含まれている。
- 7
- 8 ロータリー財団章典第 20.100.1.項に、ガバナーエレクト向け研修プログラムにおいて、
- 9 ロータリー財団に関連するプログラムが財団セッションとして扱われなければならないと
- 10 規定されている。しかし、ポリオプラスプログラムは研修の一部となっておらず、参加者
- 11 のワークブックの項目にすら挙げられていない。ポリオ根絶は RI が組織全体で取り組
- 12 むプログラムであるにもかかわらず、ガバナーエレクトまたはガバナーノミニーの研修セ
- 13 ミナーのカリキュラムの必須項目として含まれていない。
- 14
- 15 ロータリー財団章典第 32.030.項には、ポリオプラスの「アドボカシー活動」とは、ロータリ
- 16 ーのリーダーによって奨励される必要があると規定されている。しかし、ガバナーノミ
- 17 ー研修セミナー、ガバナーエレクト研修セミナー、ロータリー研究会のいずれのプログラ
- 18 ムにも、未来のリーダーに対してポリオプラスに関する推奨または必須アドボカシー研
- 19 修が含まれていない。しかし、アドボカシー活動がなければ、支持を構築できず、ポリオ
- 20 根絶への寄付も行われまいであろう。
- 21
- 22 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ポリオ根絶コーディネ
- 23 ーターによるポリオ根絶およびポリオプラスプログラム専用特別研修をガバナーノミニー
- 24 研修セミナー、ガバナーエレクト研修セミナー、およびロータリー研究会に含むことを検
- 25 討するものとする。ポリオ根絶コーディネーターは地域チームの一員であり、ポリオ関連
- 26 研修のリーダーとなるべきである。

(本文終わり)

趣旨および効果

1 本決議案の趣旨は、RIの第一の目標であるポリオ根絶に向けた内部の支持を効果的
2 に高めることにある。次期地区リーダーのポリオプラス研修はガバナーノミニー研修セミ
3 ナーから始まり、ガバナーエレクト研修セミナーへと続き、さらに国際協議会で詳細な研
4 修を受けるべきである。研修カリキュラムには、地区の活動の複数年計画が含まれる。こ
5 の計画ではすべてのクラブが意識向上、啓蒙、募金、アドボカシー活動に関与する。積
6 極的に活動の機運を高めることで、クラブとロータリアンはさらに関与を深め、支持者お
7 よび寄付者としてそれぞれの役割においてより多くの情報を得ることができる。各地域の
8 研究会でポリオプラスのマスタークラスを設定して、地区のポリオ根絶活動担当者が活
9 動の勢いを維持し、彼らの絶え間ない取り組みに感謝する機会を設けるべきである。知
10 識とモチベーションはボランティアへの内部サポートにもつながり、それが自信となって
11 ポリオ根絶活動の支援のため多額寄付者へ接触することができる。

財務上の影響

12 本決議案はRIに財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
13 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するためにRI理事会が提供する支援
14 の範囲と内容に左右されると思われる。ポリオ根絶コーディネーターの経費は、ガバナ
15 ーエレクト研修セミナーで講演または研修を担当した場合、支払いが行われる。

決議案 21R-35

特定の行事において直接対面式での出席を補完するため、バーチャル会合プラットフォームを提供することを検討するようRI理事会に要請する件

提案者: Campinas-Sul ロータリークラブ (第 4590 地区、ブラジル)

- 1 RIは100年を超える歴史を誇る団体として、時代の変化に合わせて常に更新、適応す
- 2 ることで存在を維持してきた。ポール・ハリスは1935年にあたかも予言のごとく「世界は
- 3 絶えず変化しています。そして私たちは世界とともに変化する心構えがなければなりま
- 4 せん。ロータリー物語は何度も書き替えられなければならないでしょう」と述べている。
- 5
- 6 現代ではインターネットがグローバルテクノロジーとして確たる地位を築き、ロータリー世
- 7 界でもインターネットの利用は確たる地位を築いている。
- 8
- 9 光ファイバー網や5Gなど新しいインターネット技術の開発と、ほぼ全世界に広がった
- 10 モバイル端末の使用(携帯電話、タブレット、ノートパソコンなど)とそれに伴う効果的な
- 11 コミュニケーションと会合のソフトウェアの採用によって、直接対面式会合の必要性が大
- 12 幅に低下したことは、新型コロナウイルス(COVID-19)のパンデミックによって改めて確
- 13 認された。
- 14
- 15 ロータリーも人脈作りや慈善活動に焦点を置いた新しいソーシャルメディアチャンネルと
- 16 の競争という課題に直面しており、こうしたソーシャルメディアの多くはすべてオンライン
- 17 で活動し、ユーザーに無償でサービスを提供している。
- 18
- 19 ロータリーも会員を維持し増強するにはコストの削減が不可欠である。
- 20
- 21 直接対面式の会合が組織に与えた影響は金銭的成本を超えている。直接対面式での
- 22 会合は、二酸化炭素排出量の多い飛行機その他の手段での移動を必要とし、会員が
- 23 仕事や家族のために費やせたはずの時間も奪っている。
- 24
- 25 RIのバーチャル行事開催の経験はきわめて前向きなものとなっている。オンライン技術
- 26 の利用により、参加者にとってアクセシビリティが拡大され、より開放的で生産的な会話
- 27 が促進され、直接対面会合に関連するコスト(会場費、交通費、宿泊費など)が全面的
- 28 に削減される。
- 29
- 30 大規模な国際ロータリーの行事であるホノルルと台北での国際大会、地区大会、その他
- 31 の世界各地での会合もバーチャルで開催され大成功している。

1 ロータリー親睦活動、国際共同委員会、青少年交換、友情交換などのロータリープログ
2 ラムとの関係で毎年数回、国内および国際的な会合が開催されている。
3
4 このような行事(特に国際会合)に参加するための高額な費用は、出席を妨げる理由と
5 なり、結果的にこうしたプログラムの発展を遅らせている。
6
7 これらの会合へのアクセシビリティを高めることは、ロータリーのさまざまな目的を推進す
8 る活動におけるロータリアンの活躍を飛躍的に改善するだろう。
9
10 よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー青少年交
11 換、国際共同委員会、ロータリー親睦活動、その他の同様のプログラムに関連して開催
12 される直接対面式での行事への出席を補完するため、バーチャル会合プラットフォーム
13 を提供することを検討するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

14 この決議案の目的は、RIの中核構造外で運営され、ロータリアンの組織によって主に
15 推進されているプログラムに関連して開催される行事(例えばロータリー青少年交換の
16 推進を目的として実施される行事など)への参加を促進し、アクセシビリティを改善する
17 ことにある。多くの地区は、海外渡航の高額な費用によって直接対面会合への参加が
18 できず、よってそのようなプログラムを発展させることができない。こうした会合は、参加
19 者の情報交換を奨励し、オンラインのほうが効果的かつ安定して開催できることも多い。
20 バーチャル会合を開催することで、より多くの地区が参加できるようになり、これらの地区
21 の貢献が増えることでプログラムの強化が促される。ロータリー青少年交換に加え、国
22 際共同委員会、ロータリー行動グループ、ロータリー親睦活動、友情交換などのその他
23 のプログラムにもメリットがあり、これらのプログラムがさらに強化され、インクルーシブ(包
24 摂的)になる。

財務上の影響

25 本決議案はRIに財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
26 ことはできない。かかる費用は、行事への直接対面の出席を補完するためのバーチャ
27 ル会合プラットフォームを維持するためにRI理事会が提供する支援の範囲と内容に左
28 右されると思われる。